

2020年3月

お客さま各位

株式会社香川銀行

「投資信託総合取引約款」改定のお知らせ

当行では、2020年4月1日（水）に「債券・投資信託取引に係る約款・規定集」における「投資信託総合取引約款」の「(成年後見人等の届出) 第9条」につきまして、以下のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

改定後の約款は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので予めご了承ください。

記

1. 改定日

2020年4月1日（水）

2. 新旧対照表

**投資信託総合取引約款**

(変更箇所は下線の部分です)

改定前	改定後
(成年後見人等の届出) 第9条 <u>お客様が成年後見制度に係る家庭裁判所の審判を受けた場合は、直ちにお客様ご本人と補助人又は保佐人若しくは成年後見人により必要な事項を書面にて当行にお届けください。また申込時点においてすでにお客様が成年後見制度に係る家庭裁判所の審判を受けている場合も、申込書と併せて同様の届出をさせていただきます。</u>	(成年後見人等の届出) 第9条 <u>お客様が家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。また申込時点においてすでにお客様が成年後見制度に係る家庭裁判所の審判を受けている場合も、申込書と併せて同様の届出をさせていただきます。</u>
2 (省略)	2 (現行通り)

以上